



大阪府公安委員会告示152号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務を次のとおり委託したので、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2第2号の規定により公示する。

令和8年4月1日

大阪府公安委員会

委員長 辻内 宏治



1 法人の名称

一般財団法人大阪府交通安全協会

2 住所

大阪市中央区谷町三丁目1番18号N S 21ビル内

3 代表者の氏名

銭高 善雄

4 事務の内容

- (1) 法第92条第1項及び第2項に規定する免許証の交付に係る事務
- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出に係る事務
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請に係る事務
- (4) 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請に係る事務
- (5) 法第95条の2第4項に規定する免許証の返納に係る事務
- (6) 法第95条の2第10項に規定する免許情報記録の抹消に係る事務
- (7) 法第101条第1項に規定する免許証又は免許情報記録の更新の申請に係る事務
- (8) 法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証又は免許情報記録の更新の申請に係る事務
- (9) 法第101条の4の2第1項に規定する更新された免許証の交付に係る事務
- (10) 法第101条の4の2第3項に規定する免許情報記録の書換えに係る事務

- (11) 法第107条の7第3項に規定する国外運転免許証の交付に係る事務
- (12) 法第107条の10第1項に規定する国外運転免許証の返納に係る事務

5 事務を処理する場所

門真市一番町23番16号大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

6 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで